

相続登記等で司法書士が お手伝いできること

司法書士は法務局や裁判所に提出する書類の収集・作成をしています。

例えば…

- ・相続登記に必要な戸籍、住民票を依頼者に代わって取得します。
- ・相続登記のために、相続人で話し合った内容による遺産分割協議書を作成します。
- ・相続登記の申請手続について相続人に代わって行います。
- ・遺産分割調停を利用する場合の調停の申立書、遺産を引き継ぎたくない場合の相続放棄申述書などの家庭裁判所に提出する書類を作成します。
- ・金融機関、税務署等に提出する「法定相続情報証明」を取得するための戸籍を収集し、法務局への申請の代理をします。
- ・遺言書保管に関する法務局に提出する申請書の作成にも対応します。

(令和2年7月開始)

司法書士の主な業務

- 1 相続手続・遺言に関する業務
- 2 不動産登記に関する業務
- 3 家庭裁判所の手続に関する業務
- 4 会社・法人登記に関する業務
- 5 裁判手続や債務整理に関する業務

※法律相談については紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものに限りです。

埼玉司法書士会

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目16番58号

TEL 048 (863) 7861

<http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/>

相談センター予約受付

TEL 048 (838) 7472

予約受付時間:平日10時~16時

遺言、相続登記のことなら

司法書士に 相談してみよう

暮らしの法律家「司法書士」があなたの力になります。



法チュン

埼玉司法書士会公式キャラクター



埼玉司法書士会